

令和6年4月10日

意見募集要領

案 件 名	「阪南市空家等対策計画(第2期)改訂案」に対する意見募集
意見提出期間	令和6年4月10日(水)から令和6年5月10日(金)まで
問 合 せ 先	【所管課】都市整備部 都市整備課 【電 話】072-489-4535 【F A X】072-488-7340 【Eメール】tosei@city.hannan.lg.jp

募集の趣旨

本市の空き家対策については、平成29年4月に策定した「阪南市空家等対策計画」に基づき実施し、計画期間が満了となった令和4年3月に本計画2期を策定し、引き続き空き家対策を推進しています。

今般、令和5年6月に空家等対策の推進に関する特別措置法が改正(令和5年12月13日施行)され、空家が周囲に悪影響を及ぼす前に有効活用すること、適正な管理を総合的に強化することなどが定められました。

このため、本市としても、空家に関する対策の強化を図るため、阪南市空家等対策計画(第2期)の改訂案を作成しましたので、パブリックコメント(意見公募)制度により皆様のご意見を募集します。

公表資料

改訂案は、「都市整備課」、「市民情報コーナー」、「尾崎公民館」、「東鳥取公民館」、「西鳥取公民館」、「図書館」、「保健センター」、「地域交流館」、「箱作住民センター」及び市のウェブサイトでご覧いただけます。

公表資料の名称

「阪南市空家等対策計画(第2期)改訂案」

意見の提出方法

提出方法	提出先
○書面提出	都市整備課(市役所分館1階、33番窓口)
○郵便	〒599-0292 住所不要 / 都市整備課あて
○電子メール	tosei@city.hannan.lg.jp
○ファクシミリ	072-471-5781 / 都市整備課

□ ご意見の書式について

- ①日本語を用い、書面提出、郵便、電子メール、ファクシミリのいずれかでご提出願います。(口頭、電話によるご意見は受け付けません。)
- ②提出の際には、案件名に加え下記の事項を明示してください。
個人の場合＝住所、氏名、電話番号
団体の場合＝主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、電話番号

□ ご意見の活用方法

- ①いただいたご意見を考慮して案を決定します。
- ②「(案件名)(案)」を決定したときに、提出していただいたご意見の概要とこれに対する市の考え方、案を修正したときは、修正の内容及びその理由を本市ホームページ等で公表します。
※住所、氏名等の個人情報公表しません。
- ③案に対する賛否の結論だけを示したご意見については、市の考え方を示さない場合があります。
※ご意見を提出された方への個別の回答は行いません。